

南山大学奨励奨学金規程

(目 的)

第1条 この規程は、学業成績が特に優秀な者ならびに学術、文化、スポーツの分野において特に顕著な成果を上げた個人または団体に対し、奨学金を支給してその奨励に資することを目的とする。

(支給対象)

第2条 支給対象は、次のとおりとする。

- 1 学業成績が特に優秀な者（以下、「学業成績優秀者」という。）
- 2 学術、文化、スポーツの分野において特に顕著な成果を上げた個人または団体（以下、「課外活動優秀者」という。）

(選考時期)

第3条 選考の時期は、毎年7月とする。

(支給時期・支給期間)

第4条 支給の時期は、毎年10月とする。

- ② 課外活動優秀者のうち、活動をより強化するためにこの奨学金を必要とし、継続的な支援を受けるに値する団体として採用された場合には、3カ年の支給を行う。

(支給人数)

第5条 学業成績優秀者の支給人数は、毎年32名以内とする。

- ② 課外活動優秀者のうち複数年度の支給対象団体は、毎年9団体以内とする。

(選考方法)

第6条 学業成績優秀者は、当該年度学部長表彰の被表彰者の中から、前年度の学業成績に基づいて、2年次生以上を対象に各学部4名以内の候補者を選出し、奨学生選考委員会において選考の上、学長がこれを決定する。

- ② 課外活動優秀者は、学生部長が候補者を選出し、奨学生選考委員会において選考の上、学長がこれを決定する。ただし、複数年度の支給対象として選考する団体数は、3団体以内とする。

(選考基準)

第7条 課外活動優秀者のうち、単年度の支給対象者は、前年度学生部長表彰の被表彰者および団体の中で、次の各号の一に該当するものから採用する。

- 1 全国規模の大会、競技会において入賞した者
- 2 県大会規模の大会、競技会において1位入賞した者
- 3 前2号に相当する成績を収めた者

- ② 課外活動優秀者のうち、複数年度の支給対象団体は、体育会または文化会に所属する団体の中で、前年度の活動実績において次の各号の一に該当するものから採用する。

- 1 全国規模の大会、競技会において入賞した団体、または入賞者を含む団体
- 2 東海地区予選等を勝ち抜いて全国大会に出場した団体、または出場者を含む団体
- 3 県大会規模の大会、競技会において1位入賞した団体、または1位入賞者を含む団体

4 前3号に相当する優れた成果があると学生部長が判断した団体

5 課外活動の振興や地域貢献等、課外活動団体の模範となるような活動があり、今後大学の課外活動を牽引する見込みがあると学生部長が判断した団体

(支給金額)

第8条 学業成績優秀者の支給金額は、200,000円とする。

② 課外活動優秀者のうち、単年度の支給対象者に対する支給金額は、次の各号のとおりとする。

1 個人 300,000円

2 団体 500,000円

③ 課外活動優秀者のうち、複数年度の支給対象団体に対する各年度の支給金額は、次の各号のとおりとする。

1 第7条第2項第1号による採用者 1,000,000円

2 第7条第2項第2号から第5号による採用者 500,000円

④ 課外活動優秀者のうち、複数年度の支給対象団体が、その支給期間中に更に採用となった場合は、その年度から新たに3カ年支給する。重複する支給期間においては、採用時の選考区分に応じて、前項各号のいずれか有利な金額を支給するものとする。

(継続の判定)

第9条 課外活動優秀者のうち、複数年度の支給対象団体は、毎年度、活動実績に基づき審査を行う。

② 前項に定める審査において、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学生選考委員会の議を経て、支給を停止することがある。

1 活動停止等の処分を受けたとき。

2 体育会または文化会を脱会したとき。

3 審査に必要な収支報告書、活動報告書等の書類を提出しないとき。

4 その他、学生部長が課外活動優秀者として適当でないと判断したとき。

(規程改正)

第10条 この規程の改正は、学生部長が提案し、学生委員会の議を経て、大学評議会の承認を得なければならない。

(事務)

第11条 この奨学金に関する事務は、学生課が取り扱う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2012年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、2018年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1号の規定にかかわらず、2018年度から2019年度までの各年度に選出する国際教養学部候補者数は次のとおりとする。

学部	2018年度	2019年度
国際教養学部	1	3

附 則

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2025年4月1日から施行する。